

児童扶養手当についてのご案内

問 保健福祉課 児童福祉係
☎476-1111(144・145)

児童扶養手当は、父親又は母親がいない家庭や父親（母親）が一定の障害の状態にある家庭等の児童を監護している母（父）、又は母（父）に代わってその児童を養育している方に対して支給される手当です。

1. 目的

父母の離婚などで父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的とします。

2. 受給資格

手当を受けることができる人は、次の①～⑨のいずれかにあてはまる「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（又は、20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある児童）」を監護している父母又は、父母に代わってその児童を養育している人です。いずれの場合も、国籍は問いません。現在所得が一定額以上ある場合でも受給資格の認定の請求の手続きを行ってください。

①父母が婚姻を解消した児童 ②父（母）が死亡した児童 ③父（母）が政令で定める程度の障害の状態にある児童 ④父（母）の生死が明らかでない児童 ⑤父（母）から引き続き1年以上遺棄されている児童 ⑥父（母）が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 ⑦父（母）が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 ⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童 ⑨その他①～⑧に該当するか明らかでない児童

■次のような場合は、手当では支給されません

●児童関係

- ①日本国内に住所を有していないとき ②児童福祉法に規定する里親に委託されているとき
- ③児童福祉施設等（母子生活支援施設、保育所、通所施設を除く）に入所しているとき
- ④父（母）が婚姻（事実婚関係も含む）しているとき（ただし、配偶者が政令で定める程度の障害の状態にあるときは除きます）

●養育者関係

- ①日本国内に住所を有していないとき ②公的年金給付（老齢福祉年金は除きます。）を受けられることができるとき。（ただし、その全額につきその支給が停止されているときは除きます。）

3. 手続き

手当を受けるには、役場保健福祉課で、次の書類を添え、請求の手続きをしてください。

- (1) 請求者と対象児童の戸籍謄本1通 (2) 請求者と対象児童のマイナンバー
- (3) その他必要書類（支給要件の事由により添付書類は異なります。）

4. 手当の金額（1か月あたり） 令和2年4月1日改定（令和3年度は金額の改定無し）

- 1人 43,160円（一部支給額43,150円～10,180円）
- 2人 53,350円（一部支給額53,330円～15,280円）
- 3人以上は、1人につき6,110円（一部支給額6,100円～3,060円）加算する。

5. 現況届

毎年8月に受給資格者全員が、現況届を提出する必要があります。（届を提出しないと、その後の手当を受けることができません。）

6. 所得による支給の制限

前年の所得により手当の全部又は一部が支給されないことがあります。